

事 務 連 絡

令和2年4月14日

建物共済加入者 様

機械損害共済加入者 様

公益財団法人都道府県センター

災 害 共 済 部

### 緊急事態宣言に伴う対応強化について

日頃より、建物共済事業及び機械損害共済事業にご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、7都府県を対象とした緊急事態宣言の発令以降の新型コロナウイルスを巡る感染状況等を鑑み、当部におきましては、本日より下記の期間、以下の勤務体制とさせて頂くこととなりましたのでお知らせいたします。

ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解ご協力の程お願いいたします。

### 記

1. 期間 令和2年4月14日(火)から5月6日(水)
2. 内容 職員の出勤体制のさらなる縮小
  - ・ 期間中の勤務時間は、10:00から16:00となります。
  - ・ 当部は連絡要員のみとなりますので、ご連絡につきましては、メールの活用等をお願いいたします。
  - ・ 郵便物の受付は通常どおり行いますので、期日のある案件につきましては、上記に関わらず期日までに到着するよう手続きをお願いいたします。